

新旧対照表

○神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第54号）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1条～第13条（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（食品等の自主回収の報告）</p> <p>第14条（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2 特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による報告をすることを要しない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>食品表示法第5条の規定（同法第4条第6項に規定する食品表示基準のうち保存の方法、消費期限その他当該食品表示基準に従った表示がされていないことにより県民の健康が損なわれるおそれがある事項として規則で定めるもの</u>の表示の基準に係るものを除く。）に違反する事実があると思料する場合であって、食品衛生法の規定に違反する事実がないと思料するとき。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前3項の「特定事業者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 食品等を販売することを営む食品関連事業者であって、<u>当該食品等の販</u></p> | <p>第1条～第13条（略）</p> <p><u>（遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等）</u></p> <p>第14条 県は、<u>遺伝子組換え作物と遺伝子組換え作物以外の作物（食用に供するために栽培されるものに限る。以下この項において同じ。）が交雑すること及び遺伝子組換え作物が遺伝子組換え作物以外の作物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めるとともに、遺伝子組換え作物を栽培する食品関連事業者に対し、当該基準に基づく助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の「遺伝子組換え作物」とは、遺伝子組換え生物等（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等をいう。）であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>食用に供するために栽培される作物</u></p> <p>(2) <u>前号の作物と交雑するおそれがある作物</u></p> <p>（食品等の自主回収の報告）</p> <p>第15条（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>2 特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による報告をすることを要しない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>食品表示法第5条の規定（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する保存の方法、消費期限、賞味期限又は特定原材料の表示の基準に係るものを除く。）に違反する事実があると思料する場合であって、食品衛生法の規定に違反する事実がないと思料するとき。</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 前3項の「特定事業者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 食品等を販売することを営む食品関連事業者であって、<u>次のいずれかに</u></p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の事項が表示された販売者</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第17条</u> <u>第15条第1項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> | <p><u>該当するもの</u></p> <p><u>ア 食品表示基準第3条第1項の表に定めるところにより製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者</u></p> <p><u>イ 自ら当該食品等の販売者として当該食品等にその氏名、商号、商標その他の表示をした販売者</u></p> <p>5 (略)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第18条</u> <u>第16条第1項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。</p> |